

仕 様 書

1 業務名

市長記者会見ライブ配信用システム構築等業務

2 業務実施場所

市役所本庁舎 19 階記者会見室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

3 履行期限

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日(月)まで

4 業務概要

市役所本庁舎 19 階記者会見室において、市長記者会見のライブ配信にかかる機器一式（別紙 1 参照）を、システム系統図（別紙 2 参照）及び下記の基本事項に示す通りに取付・設定を行い、システムを構築する。また、システムの使用方法についてのマニュアル作成・職員へのレクチャーを行う。

5 市長記者会見ライブ配信用システムの構築

(1) システムの概要

ア 音響設備

- ・スイッチャー等 専門知識を有しない職員でも容易に必要最小限の操作で足りるものとする。
- ・マイク 市長用マイクとして演台に有線マイク（グースネックタイプ）2 本を設置する。また、司会及び記者用のワイヤレスマイクを 4 本とする。
- ・スピーカー 記者会見室天井に設置されているスピーカーを使用するほか、市長及び手話通訳者用に、床置きタイプのスピーカーを増設する。

イ 映像設備・配信環境

- ・市長・手話通訳者それぞれを天井から吊り下げたカメラ（2 台）で撮影する。
- ・システム操作用パソコンにて、市長の映像、手話通訳者の映像、説明用スライドデータ（テレビモニターにも別のパソコンより投影）を、単体もしくは 1 画面に任意に合成し、アナログ庁内配信及び YouTube で配信する。
- ・映像は、市長・手話通訳者ごと及び合成後のデータを任意に抽出できるものとする。

ウ 照明

- ・市長の立ち位置に合わせた照明を設置する。

(2) システム構築に係る機器等

委託者が用意する機器及び既存システムの機器を使用して構築すること。

(3) 作業日時

契約締結日から 2025 年 3 月 28 日までにおいて、委託者と協議の上、決定すること。なお、著しく大きな音の発生が予測される場合は、平日 17 時 15 分以降または土・日・祝日を作業日時とする。

(4) 機器等の設置・配線について

- ・本業務の遂行に当たり、事前に機器等及びシステム系統図の確認を行うこと。
- ・天井のスピーカーへの音声出力については、記者会見室内に設置している既設ラックの庁内配信用機器の音声用配線（RCA 端子等）を特定し、音声分配器から当該配線に接続すること。
- ・カメラの天井設置に当たっては、既設のハンギングバー（2カ所）に取り付ける雲台を製作し、スイッチャーへ接続するための SDI ケーブルは天井裏及び壁面のダクトを通して配線すること。雲台はカメラと使用するレンズの重量に応じた耐荷重を考慮するとともに、上下左右の画角の調整ができるよう設置すること。
- ・映像のアナログ庁内配信について、記者会見室内に設置している既設ラックの庁内配信用機器の音声・映像用配線（RCA 端子等）を特定し、本システムのスイッチャーから変換器を介して、当該配線に接続すること。なお、庁内配信用機器については他部署でも使用しているため、配線に当たっては庁内配信用機器への影響が出ないように、最新の注意を払うとともに、接続の確認・点検作業を行うこと。
- ・ワイヤレスマイクの受信機については、既設ラックの不要な機器等を撤去したスペースに格納すること。
- ・既設ラックの庁内配信機器のうち、本システム構築後使用しない機器は全て撤去し、使用しないスペースは、配線やケーブルが見えないように適切な隠蔽措置を講じること。

6 不要機器等の撤去

本システム構築に伴い既存システムの不要機器等の撤去処分は、受託者の負担で行うこと。

なお、受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、業務の円滑な履行の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。産業廃棄物として処分するものについては、廃棄物管理票（マニフェスト）を適正に保管するものとし、その写しを提出するものとする。

7 マニュアル作成及び職員へのレクチャーについて

(1) マニュアル作成

下記の内容を示したマニュアルを作成すること。以下(2)で実施する職員へのレクチャー実施1週間前までにドラフト版を納品し、同レクチャーで判明した不明点等を踏まえた完成版を2025年3月31日までに納品すること。なお、納品は、PDFデータ及びWordデータを電子メール添付により行うこと。

- ・各機器の使用方法（起動及び停止、操作方法等）に関すること
- ・委託者のパソコンなど、ライブ配信に必要な機器との接続方法に関すること
- ・ライブ配信前及び配信中の操作・設定方法に関すること
- ・録画・配信した映像の抽出に関すること
- ・配信に必要なソフトウェア・アプリなどの操作に関すること

(2) 職員へのレクチャー

ア 実施方法

マニュアルのドラフト版に基づくレクチャーを、2025年3月10日までに1回実施した後、3月中に開催される市長記者会見（2回）において対面により機材の使用方法をレクチャーする。

イ 対象人数：5人程度

8 業務完了届の提出について

受託者は業務終了後、速やかに業務完了届を提出すること。

9 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

10 特記事項

- (1) 本業務の履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務の履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 委託者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 本業務の遂行のために行う打合せや調査の内容、提供された資料等については、外部に漏洩しないこと。
- (5) ライブ配信に必要なソフト等がある場合は、使用するパソコン等のインストール作業も実施すること。

- (6) 配線や機材の設置に必要な線材・部品等については受託者が用意すること。また、仕様を実現するために必要な付帯工事があれば見積もりに含めること。
- (7) 受託者は、作業中の安全に十分配慮し業務を履行すること。また、建物及び建物の付随する設備、運搬物品等に損傷、汚損、故障を与えないように十分注意して作業すること。なお、作業中及び作業終了後、建物及び建物の付随する設備、運搬物品等に損傷、汚損、故障が確認された場合は、受託者の負担において委託者の指示する方法で速やかに原状回復を行うこと。
- (8) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に委託（以下「再委託」という）してはならない。なお、再委託を行う必要がある場合は、再委託の範囲及び理由を明確にし、事前に委託者の承認を受けること。ただし、再委託を行うことが本業務の趣旨及び内容と照らし合わせて不適当と認められる場合は、承認しないことがある。

1 1 問い合わせ先

札幌市総務局広報部広報課 鈴木 電話 011-211-2036

1 2 その他

- (1) 業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は、委託者に確認し指示を受けること。
- (2) 作業中における事故の発生や異変が生じた場合は、速やかに担当者に連絡をすること。
- (3) 施工前後を含め、施工状況を撮影した記録写真を提出すること。
- (4) この仕様に定めのない事項については、委託者・受託者協議の上決定すること。

【機器等一覧】

(1) 更新時に新規導入する機器等

	機器名称	メーカー名	品 番	数量
①	スイッチャー	Blackmagicdesign	ATEM Television Studio HD8 ISO 内臓ストレージ M.2 512GB 以上	1
②	ノートパソコン	Apple	Macbook Air 15inch 24GB	1
③	液晶モニター	BenQ	GW2280	1
④	HDMI to SDI 変換	Blackmagicdesign	Micro Converter HDMI to SDI 3G	1
⑤	SDI to HDMI 変換		Micro Converter SDI to HDMI 3G	1
⑥	カメラ	Blackmagicdesign	Micro Studio Camera 4K G2	3
⑦	レンズ	Panasonic	G X VARIO PZ 45-175mm /F4.0-5.6 ASPH. /POWER O. I. S	2
⑧			G VARIO 12-60mm /F3.5-5.6 ASPH. /POWER O. I. S	1
⑨	三脚	Libec	650EX	1
⑩	カメラ雲台	製作品	天井吊り下げ用	2
⑪	マイク (ワイヤレス)	Audio Technica	ATW-1322	2
⑫	マイク (卓上)	SHURE	CVG12	2
⑬	卓上マイクスタンド		CVD-B	2
⑭	音声 MADI 変換	Blackmagicdesign	MADI ATEM Microphone Converter	2
⑮	音声分配器	JR SOUND	ADB-212Ⅲ	1
⑯	モニタースピーカー	YAMAHA	MS101-4	2
⑰	取付アダプター		BMS-10A	2
⑱	スタンド		A988	2
⑲	照明	Aputure	amaran200X with Light Box 30*120	2
⑳	照明三脚	KUPO	KU135MB-J	2
㉑	変換器	MEDIAEDGE	VPC-DX1	1

(2) 既存システムのうち使用する機器等

- ・ 60 インチテレビモニター
- ・ スライド操作用ノートパソコン
- ・ YouTube 配信用ルーター
- ・ 天井スピーカー
- ・ 庁内配信用機器 (天井スピーカー及びアナログ配信用 (RCA 端子等))

